

犬や猫を飼うときは
責任を持って!



犬・猫による被害や苦情相談が多く寄せられています。
ご近所のすべての人が、犬・猫の好きな方とは限りません。そんな方々からも理解が得られるよう、飼い主は周囲に迷惑や危害を及ぼさない心配りが大切です。
鳴き声による騒音、排泄物による苦情、咬みつき事故等々、多くは飼い主の「飼育管理」や「しつけ」によって改善することができます。
飼い主の努力で、ご近所から愛される犬・猫にしてあげましょう。



●犬の登録と狂犬病予防注射を受けましょう!

室内飼育、室外飼育の区別なく、生後3カ月以上のすべての犬に「登録」と「狂犬病予防注射」が法律で義務付けられています。予防注射は、動物病院または、市で春・秋に実施する集合注射で受けましょう。

登録犬が死亡したり、所在地や所有者に変更があったときは、必ず市町村に届け出てください。

●環境美化につとめましょう!

愛犬・愛猫の排泄物の始末は飼い主の義務です。公共の場所(公園・道路など)や他人の土地、建物を汚さないようにしましょう。飼育場所は常に清潔にして、ハエや悪臭の発生を防ぎましょう。

●犬はつないで、事故の防止に心がけましょう!

犬の放し飼いは、県条例で禁止されています。放し飼いは、他人に恐怖心をあたえたり、咬みつき事故を起こしたり、迷子、交通事故と様々な事件・事故の原因にもなります。

また、特定犬はオリの中で飼いましょう。

●犬・猫にエサだけを与えている人へ!

飼うなら責任をもって、他人への迷惑をかけないように正しく飼いましょう。

無責任な飼い方は、みだりに繁殖させることになり、犬・猫を不幸にしてしまいます。

●小さな命、大切に!

「捨て犬」「捨て猫」をなくしましょう!

動物を捨てることは、動物愛護法に違反する行為です。子犬や子猫が生まれて困らないよう「生まれないための手術」をおすすめします。

※犬・猫に関する相談は、茨城県動物指導センターに連絡してください。

茨城県動物指導センター
02966-7211200

